

平成24年7月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成24年(行コ)第42号公務外認定処分取消請求控訴事件(原審・静岡地方裁判所平成20年(行ウ)第12号)

口頭弁論終結日 平成24年5月10日

判 決

東京都千代田区平河町2丁目16番1号

控 訴 人 地方公務員災害補償基金

同 代 表 者 理 事 長 橋 本 勇

処 分 行 政 庁 地方公務員災害補償基金静岡県支部長

川 勝 平 太

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 井 上 克 樹

同 河 野 純 子

同 奥 村 剛

被 控 訴 人 木 村 憲 二

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 塩 沢 忠 和

同 小 笠 原 里 夏

同 栗 田 勇

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、被控訴人が、被控訴人の子で小学校の教員をしていた亡木村百合子(以下「百合子」という。)について、教員としての過重な公務によりうつ病に罹患し増悪させた結果、自殺するに至った旨主張して、百合子の自殺を地方公務員災害補償法(以下「地公災法」という。)に基づく公務災害と認定しなかった処分行政庁(原処分庁)の処分(被控訴人に対する平成18年8月21日付け公務外災害認定処分、以下「本件処分」という。)の取消しを求めた事案である。

原審は、百合子のうつ病の発症は、教員としての過重な公務による心理的負荷を原因とするものであって、うつ病の発症及び自殺との間に相当因果関係があることを肯定できるとして、被控訴人の請求を認容し、本件処分を取り消したので、控訴人が控訴を申し立てた。

2 本件の前提事実、争点及び争点に関する当事者双方の主張は、以下のとおり原判決を訂正し、当審における主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要等」の1、2に記載されたとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁18行目の「静岡市公立学校教員」を「磐田市公立学校教員」に改める。
- (2) 原判決3頁19行目末尾の次に「ただし、本件後の平成23年12月26日付け基発1226第1号厚生労働省労働基準局長「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(通達)(甲121)により、判断指針は廃止された。」を加え、同20行目の「診断指針」を「判断指針」に改める。
- (3) 原判決5頁10行目末尾の次に「なお、上記の各検討をするに当たっては、本人がその出来事及び出来事に伴う変化等を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が、一般的にどう受け止めるかという観点から検討されなければならない、ここでいう同種の労働者とは、職種、職場における立場や経験等が類似する者をいう。」を加える。

3 当審における主張

(控訴人の主張)

(1) 公務起因性の判断基準について

原判決は、公務と精神疾患の発症や増悪との間に相当因果関係が肯定されるためには、当該公務自体が、社会通念上、当該精神疾患を発症又は増悪させる一定程度以上の危険性を内在又は随伴していることが必要であるとしながら、当該危険性の有無については、同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱である者を基準とするのが相当であると判示するところ、基準としては全く不明確であるし、実際の適用場面では本人を基準とするのと変わらない結果となる。本人を基準とするのは、現在の精神医学界においては、個体の脆弱性の程度を判断する手段や方法が確立されておらず、性格傾向の多様さが通常想定される範囲かどうかを判断することができないこと、また、うつ病発症のメカニズムとして外的要因と内的要因の2つの要素が複雑に絡み合っているとされており、ストレス（外的要因）が小さくても、個体の脆弱性（内的要因）が大きければうつ病が発症すると理解されている（ストレス脆弱性理論）ことからして、個体側の脆弱性を問題にしないとすると、精神疾患の原因を外的要因にのみ求めることにより、外的要因がある場合には常に公務災害となってしまうことになる。

したがって、精神疾患による自殺につき、誰を基準に公務起因性を判断するかについては、当該職員がどのように受け止めたかではなく、当該職員と職種等が同等程度の職員（同種の公務に従事し、又は当該公務に従事することが一般的に許容される程度の心身の健康状態を有する職員）との対比において、同等の立場にある者が一般的にはどう受け止めるかという客観的な基準によるべきである。

(2) 公務起因性の判断について

原判決は、業務とうつ病の発症、増悪との間の相当因果関係の存否を判断

するに当たって、①うつ病に関する医学的知見を踏まえ、②発症前の業務内容及び生活状況並びにこれらが労働者に与える心身の負荷の有無や程度、③当該労働者の基礎疾患等の身体的要因やうつ病に親和的な性格等の個体側の要因等を具体的かつ総合的に検討し、④社会通念に照らして判断するのが相当であると判示しながら、①うつ病に関する医学的知見を踏まえていないし、②発症前の業務内容及び生活状況並びにこれらが与える心身の負荷の有無や程度に関する客観的検討が不十分であるばかりでなく、発症後の業務内容を公務起因性の有無を判断するに当たって考慮しており、また、③百合子のうつ病に親和的な性格等の個体側要因については、ほとんど検討していない。

まず、原判決は、百合子は平成16年5月18日前後の時期にICD-10のうつ病エピソードを発症したと認定し、一見、ICD-10の診断基準に立っているかのようであるが、ICD-10の診断基準は、確定診断のための基準であって、発症時期を判断するための基準ではない。そして、百合子が同年4月後半から5月半ばにかけて3回授業に出なかったこと、4月の時点における百合子の状況や様子等に照らすと、丸山医師が証言するとおり、発症時期は同年4月19日辺りとみるべきである。

次に、原判決は、症状の改善によって自殺に至る可能性が減少するとみる余地があると判示しているが、いかなる医学的根拠に基づくのか根拠不明であり、うつ病の症状の程度と自殺リスクの程度が関係ないことは、精神医学的に確立された知見であるから、症状が改善されたからといって自殺のリスクが軽減されるわけではなく、また、症状が重くなったからといって自殺のリスクが高まるわけでもない。仮に原判決の見解を前提としても、うつ病を発症した者は、性格傾向が最も脆弱な者よりも更に脆弱な状態となっているから、相当因果関係の判断基準の対象者から除外されるべきである。

次に、百合子の個体側要因について、原判決は、百合子が新規採用教員として採用されるまで精神的疾患を有していないと述べているが、うつ病患者

もその発症前には支障なく社会生活を送っているのであるから、公務に従事するまで精神的疾患を有していないことを、脆弱性否定の根拠とすることはできないし、公務に真摯に取り組んでいたとも述べているが、そうであるからといって、脆弱でないということもできない。百合子の性格は執着性気質と判断でき、また、社会性の未熟さや情緒コントロールの未熟さもうかがわれ、うつ病親和性のある性格を有していたと思われるのであって、原判決は、このような百合子の性格上の脆弱性を十分検討していない。

(3) うつ病発症前の公務過重性について

ストレス-脆弱性理論を踏まえた公務起因性の判断基準によれば、うつ病発症前の公務による心理的負荷が、社会通念上客観的にみて、うつ病を発症させる程度に過重なものであったか否かを問題とすべきである。しかし、仮に原判決が認定するように、百合子のうつ病の確定診断の時期を平成16年5月18日前後として、これ以前の同年4月1日から5月18日までの1か月半の間（勤務日数30日の間）に百合子が従事した公務による心理的負荷を検討すると、百合子が担当した東部小学校の4年2組は、通常の新規採用教員でも対応できるような優良な子どもが大勢いる活気に溢れたクラスであり、わずか1か月半という短い期間にうつ病を発症するほどの過重な心理的負荷を受けるような深刻な問題行動が次々と起こったわけではなかったこと（なお、4年生になったばかりの幼い児童であれば、毎日何らかのトラブルがあったとしても不思議ではないし、複数の児童が同時に問題を起こすこともあり得るから、当該トラブルを、ときには並行して処理することは、初任者であっても当然に予定されている公務の範囲内というべきである。）、百合子に対しては、初任者に対して通常されるべき支援体制がとられていたのみならず、通常は予定されていない特別な配慮もされていたこと、百合子にとって東部小学校は自宅に近い地元の小学校であり、前年度は東部小学校において教員補助業務に従事しており、それまで慣れ親しんだ環境の中で教員

生活をスタートしたといえるから、通常の初任者と比べれば心理的負荷は相当軽減されていたことなどを考えあわせれば、百合子が従事していた公務が、社会通念上客観的にみて、うつ病を発症させる程度に過重なものであったとは評価し難い。

（被控訴人の主張）

(1) 公務起因性の判断基準について

控訴人は、原判決が、公務が社会通念上精神疾患を発症又は増悪させる一定程度以上の危険性の有無に関し、同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱である者を基準とするのが相当であると判示していることについて、本人を基準とするのと変わらない結果となると決めつけているが、原判決は、基本的には平均人を基準として判断しているものであって、同種労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲を外れる性格傾向の被災労働者の場合において、公務起因性を否定しているのである。そして、原判決は、控訴人が主張する「同種の公務に従事する者」、すなわち、新規採用教員として初めてクラスを担任することになった者を基準としているといえるのである。

(2) 公務起因性の判断について

控訴人は、うつ病の症状の程度と自殺リスクの程度とに関係がないことは精神医学的に確立した知見であると主張するが、そのように断定することは明らかに誤りであり、現時点ではこの問題に関する精神医学的に確立された知見はなく、かえって不安・焦燥優位のうつ病においては、自殺の危険は病態の極期にあるとの指摘もされており、天竺医師も、症状の改善によって自殺に至る可能性が減少するとみる余地があると述べている。したがって、うつ病にいったん発症しても、その後の心理的負荷が適度に軽減されていれば、症状の改善によって自殺に至る可能性が減少するとみる余地があるのであって、発症後の公務上の出来事を考慮に入れた上で、公務起因性、すなわち、相当因果関係を判断すべきである。

ところで、原判決は、平成16年5月18日を発症時期ととらえているが、正しくは同年5月末から6月初旬と推定すべきであり、これを前提に、この時期までに百合子が従事していた公務に内在又は随伴していた危険性を評価すれば、発症の公務起因性は明らかであり、発症後の出来事を考慮に入れなくとも、結論に変わりがない。仮にうつ病発症が公務による心理的過重負荷の結果であることが証明し切れていないとしても、本件においては発症後に引き続き従事した公務が、社会通念上、当該精神疾患を発症させる一定程度以上の危険性を内在又は随伴していたと評価できるのであって、発症前のみならず発症後の自殺に至るまでの公務の過重性を全体的、総合的に評価して、本件自殺の公務起因性（相当因果関係）を肯定することができる。

(3) うつ病発症前の公務過重性について

仮に百合子のうつ病発症時期が平成16年5月18日前後であったとしても、同日までの公務に過重性があったことは優に認められる。

東部小学校は、文化も言葉も違う外国人児童を多数抱え、学級経営上余裕があったとは到底いえない状況にあり、百合子にとって慣れた勤務先であったとはいえ、前年度に教員補助業務に従事していたのは午前中のみであったことや、小学校の規模が比較的大きいことからして、前年度に勤務した小学校であるとの事情は、百合子の心理的負荷を相当に軽減させる要素であるとはいえない。また、平成16年度の東部小学校における学級編制については、学級経営上の負担が均等になることが優先され、配属に当たっても初任者への特段の配慮がされていたとはいえなかった。とりわけ百合子が担当した4年2組には、学級編制表に生活指導上の問題点を記載されていた生徒が14名もいたこと、学習面や行動面で著しい困難を示す2名の外国人児童がいたこと、配慮していく児童として3年生時担任から申し送りがあった児童11名のうち4名が籍制されていたこと、4月当初から児童らの問題行動が立て続けに発生し、特に注意力散漫、多動性、衝動性を示し、指導困難な児童N

がいたことから、学級がうまく機能しない状況に陥っていた。これに加え、東部小学校の他の教諭らは、児童Nの行動、百合子が学級運営に対処できなくなったことについて特段の問題意識を持たず、学校として一致・連携した指導方針は全くとられず、百合子一人に委ねられる有り様であって、経験も専門性もない新採教諭である百合子の心理的負荷は極めて過大であった。

したがって、百合子が従事していた公務は、同種労働者（24歳の新規採用女性教諭で健康状態に職務遂行上の問題がない者）の中で、その性格傾向が最も脆弱である者にとってはもとより、平均人を基準にしたとしても、社会通念上、客観的にみて精神障害を発症させる程度の過重性を有するものであったことは明らかである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、百合子のうつ病の発症は過重な公務による心理的負荷を原因とするものであって、当該公務と精神疾患及び本件自殺との間に相当因果関係があると認めることができるから、この点の公務起因性を否定した本件処分の取消しを求める被控訴人の本件請求は理由があり、これを認容すべきであると判断する。

その理由は、以下のとおり原判決を訂正し、控訴人の当審における主張に対する補足説明を付加するほか、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1ないし6に記載されたとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決21頁3行目の「なっていた」を「なり、その中で磐田市では、5人の新規採用教員が5人全員が学級担任となった」に、同8行目の「32名であった」を「32名であり、同程度の人口規模の市町村における新規採用教員の担任学級の平均児童数31.6名とほぼ同人数であった」にそれぞれ改め、同9行目の「63」の次に「、乙9の1」を加え、同18行目の「19時限の週と18時限の週」を「17時限の週と16時限の週」に改め、同23行目の「8時間」の次に「、週40時間」を加える。

- (2) 原判決23頁11行目の「ならなかった」の次に「。同日の初任者研修資料には、毎日のように他の児童と様々なトラブルのあるN、全く学習に取り組まない児童、クラスの多くの児童に忘れ物が異常に多いことなど、心配なこと、不安なことがたくさんあって、心が混乱しそうだと書かれている。」を加える。
- (3) 原判決24頁6行目の「記載した」を「記載し、同月11日の初任者研修資料にも、どこからきつく叱るべきか分からなくて困る、私は子どもたちに試されているのだろうか、心の萎える1日だったと記載している」に改める。
- (4) 原判決25頁5行目の「記載しなくなった」を「記載しなくなり、再び当該欄に記載をするようになったのは同年7月5日からの週であった」に、同6行目の「同年24日」を「同年5月24日」にそれぞれ改める。
- (5) 原判決26頁17行目の「叱責された。」を「叱責されたが、百合子は、同日の初任者研修資料に、この発言には鈴木教諭の意図や思考の流れがあり、この部分だけを取り上げると語弊を招くと記載しているほか、私はこの3か月自分の最善を尽くしてきた、そのことだけは胸を張っていようと思うと記載した」に改める。
- (6) 原判決27頁4行目から5行目にかけての「同年9月1日から2学期が開始した後、」を「同年9月1日から2学期が開始した。百合子は、そのときの初任者研修資料に、9月から気持ちも新たにがんばりたいと思うと記載したが、児童Nの絡んだトラブルは相変わらず続き、」に、同7行目の「歯に当たり、」を「自分の歯に当たり、差し歯が」にそれぞれ改める。
- (7) 原判決27頁17行目の「(甲10、乙29)。」を「。百合子は、その手紙を受け取って、端から見てもショックを受け意気消沈している様子であった。また、百合子は、そのころの指導週案の生活指導その他欄に、校長先生にいろいろ御相談したいです、お忙しい時期とは思いますが、時間を作っていただけないでしょうか、よろしくお願ひしますと記載したが、これに対

- し、鈴木校長は、いつでも声をかけてください、都合を付けますよと指導週案に記載する方法で返答しただけであり、それ以上の積極的な働きかけを行うことをしなかった。(甲10、乙29、証人木松英雄)」に改める。
- (8) 原判決28頁9行目から10行目にかけての「同負傷又は疾病と公務との間には相当因果関係があることが必要であり、」を削り、同29頁15行目末尾の次に「この点は、前記のとおり、最新の医学的知見によって再検討された結果発出されたものとみられる平成23年の厚生労働省労働基準局長通達により、判断指針が廃止されたことから妥当するといえる。」を加える。
- (9) 原判決29頁24行目の「ICD-10」を「ICD-10診断ガイドライン、F32」に、同30頁8行目の「百合子のうつ病発症時期の」を「百合子は、中等症うつ病エピソード(ICD-10診断ガイドライン、F32)に罹患し、その発症に係る」にそれぞれ改め、同22行目の「そこで検討するに、」の次に「丸山医師も天笠医師も、百合子がICD-10のF32うつ病エピソードに罹患したと判断しているところ、」を加える。
- (10) 原判決31頁3行目の「重傷度」を「重症度」に、同行の「通常少なくとも2週間の持続」を「エピソード全体の最短の持続期間として約2週間に、同4行目の「重傷で」を「重症で」にそれぞれ改める。
- (11) 原判決31頁8行目の「イライラしてしまったと思う。」の次に「「心配なこと、不安なことがたくさんあって、心が混乱しそうだ。」」を加え、同9行目の「同年5月14日には」を「同年5月11日の「私は子どもたちに試されているのだろうか、心の萎える1日だった」との記載、同月13日の「抜け落ちたように気力がなかった」との記載と併せて、同月14日には、直前にクラスの児童らが百合子を励ます会を開いてくれたにもかかわらず、」に改める。
- (12) 原判決32頁4行目の「百合子の母と」の次に「普段は百合子と同居していなかった」を、同15行目の「とどまっていることや、」の次に「前記認

定も考え合わせると、同年4月中はうつ病の症状が断片的に現れていたにとどまり、ICD-10診断ガイドラインに則った診断基準となる症状が全体として約2週間にわたり持続して出現するようになったのは、同年5月18日ころであると認めるべきである。さらに、」をそれぞれ加える。

(13) 原判決33頁16行目の「主張するが、」の次に「この点は百合子に対する支援体制を充実させることで対応すべき事柄であって、」を加え、同18行目の「相当性を欠く」を「相当性を欠く場合もある」に改める。

(14) 原判決34頁9行目の「社会人として当然のこと」を「社会人として通常あり得ること」に改め、同11行目の「否定し得ないとしても、」の次に「当該時間につき超過勤務を命じられていたとの事情はなく、それだけの準備時間をとる必要性があったことを認めることができないのであって、」を、同18行目の「時間外勤務は」の次に「、その必要性に配慮するとしても、それに要した時間として考えると」をそれぞれ加える。

(15) 原判決36頁3行目の「(甲100)」の次に「看護教諭の松浦晴美は児童NがAD/HDであると考えていたことがうかがえること(乙30)」を、同10行目の「推認されるのであって、」の次に「このことは、百合子が同年4月26日の初任者研修資料で、特にNを取り上げて、毎日のように他の児童と様々なトラブルを起こす旨記載していることから明らかである。したがって、」をそれぞれ加え、同14行目の「指導方法等」を「指導の未熟さ」に改め、同20行目の「困難性を否定し、」の次に「かつ、他の複数の児童の指導困難性を否定して、」を加える。

(16) 原判決37頁25行目の「不十分であり、」の次に「殊に小学校の教諭においては、発育過程の異なる多数の子どもを相手にして、同時並行的に指導をし、クラスをまとめ上げなければならない職責を有することからして、新規採用の小学校教諭は、」を加える。

(17) 原判決39頁1行目の「甲18」の次に「(本件自殺直後に磐田市教育委

員会が行った事情聴取に対する回答)。」を加え、同12行目の「平成16年6月4日付け」を「平成16年6月24日付け」に改める。

(18) 原判決39頁18行目の「甲66の3」の次に「、「ダメなことはダメと告げる教師に」」を、同行の「甲66の4」の次に「、「笑顔が少ない」」を、同19行目の「甲66の5」の次に「、「元気づげるくらい元気な先生を目指して」」を、同行の「甲66の6」の次に「、「家庭はキリスト教、思いこみ激しい、つまらぬプライド高し」」を、同20行目の「百合子に対して」の次に「他人事のように突き放すような、かつ、」をそれぞれ加える。

(19) 原判決41頁1行目の「新規採用者に」から3行目の「いえるのであって、」までを「平均的な勤労者の気質や性格の多様さに照らして、一般的に想定し得る範囲を逸脱した特異な性格傾向があったとは認められないのであって、」に改め、同11行目の「取り組んでいたこと、」の次に「朝の始業時刻前45分ほど早く出勤して準備していたことや、」を加える。

(20) 原判決42頁14行目の「百合子は、」の次に「平成16年9月ごろ、母親に対して学校を辞めるとの心情を吐露するまでになり(原審証人木村和子)、そうした中、」を、同23行目の「認められることからしても、」の次に「また、上記の手紙を受け取って強い精神的打撃を受けたところに書かれた指導週案に、「校長先生にいろいろ御相談したいです、お忙しい時期とは思いますが、時間を作っていただけませんか」と、心境的に追い詰められて助けを求めている状況がうかがえるにもかかわらず、校長は、「いつでも声をかけてください」などと指導週案に記載しただけで、親身な対応をしなかったことからしても、」をそれぞれ加える。

(21) 原判決44頁3行目の「そして、」の次に「控訴人の指摘に沿って、」を加え、同5行目の「行為を踏まえても」を「行為をとっていることを考慮しても」に改める。

2 控訴人の当審における主張に対する補足説明

(1) 精神障害に係る労災請求事案において、公務起因性を判断するに当たっては、公務と精神疾患の発症や増悪との間に相当因果関係のあることが必要であり、相当因果関係が肯定されるためには、当該公務自体が、社会通念上、精神疾患を発症又は増悪させる危険性を内在又は随伴していることが必要である。そして、その危険性の有無を検討する上では、判断指針の趣旨にも照らすと、被災職員と職種、職場における立場や経験等が同等程度の労働者で、特段の支障なく日常業務を遂行できる健康状態にある者が、その危険性となりうる状況を一般的にどのように受け止めるかという観点から判断されるべきであって、被災職員本人を基準として判断するものではない。

控訴人は、原判決が、上記の危険性の有無について、同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱である者を基準とするのが相当であると判示していることから、このような基準は全く不明確であり、実際の適用場面では被災職員本人を基準とするのと変わらない結果になるとして、原判決を非難する。しかし、原判決は、「同種労働者の中でその性格傾向が最も脆弱である者」との説示に続いて、括弧書きの中で「ただし、同種労働者の性格傾向の多様さとして通常想定される範囲内の者」と断っているのであって、これを前提にその趣旨を理解すべきである。そこで、同種労働者、あるいは平均的な労働者を基準とするといっても、性格傾向に着目すれば、様々な気質や性格を持った労働者が現場で勤務しているのであって、同種労働者を観念するとしても、一定程度幅のあるとらえ方をせざるを得ない。このような性格傾向の多様さを考慮すると、公務から感じるストレスに対して抵抗力の強い者とそうでない者が存し、抵抗力の程度も様々であることが当然の前提となるから、特異な例は別として、社会通念上一般的に想定ないし容認される通常の範囲内の性格等の持ち主であれば、基準となる同種労働者の範ちゅうに入れるべきものである。そうであってみれば、同種労働者として社会通念上想定ないし容認されるべき通常の範囲を外れないという意味と範囲において、原判決

が判示する「その性格傾向が最も脆弱である者」という基準を理解すべきことになる。

したがって、原判決は、危険性の有無を検討する上で被災職員本人を基準としているわけではなく、同種労働者における社会通念上想定ないし容認される通常の範囲内であることを前提とした上で、上記のような意味と範囲において「その性格傾向が最も脆弱である者」を基準として判断する旨説示しているものであり、そのような基準が不明確であるともいえない。そうすると、控訴人の主張は原判決を正解しないものであって、その非難は当たらないというべきである。

(2) 控訴人は、原判決が、症状の改善によって自殺に至る可能性が減少する旨説示し、うつ病に発症した後の業務内容をも公務起因性の判断に当たって考慮していることを非難する。

確かに、うつ病の症状の程度と自殺の可能性との間に医学的な関係性はないとするのが現在の知見であるから、症状が改善されたからといって自殺の危険が軽減されるわけではないと解されている。しかし、逆にうつ病が増悪する場合を考えると、一般的にはうつ病の初期と回復期に自殺が起こりやすいとされているが、重症になると自殺の危険が高いと指摘する医学文献があり（甲122）、不安・焦燥優位のうつ病では自殺の危険は病態の極期にあると指摘する医学文献もある（甲112）。また、天笠医師が、臨床医の経験としてうつ病が悪化すれば自殺が起きる可能性が高まると述べていること（原審証言）、前記の平成23年発出の厚生労働省労働基準局長通達において、業務による心理的負荷の強度の判断につき、発病前概ね6か月以内の業務上の出来事に加え、その後の状況による心理的負荷も考慮される旨の説明がされていること（甲121）を考え合わせると、うつ病のどの段階においても自殺の可能性があるとはいえ、うつ病が増悪すれば自殺の危険性がより高まると解することにも相応の合理性があると考えられる。したがって、う

うつ病に発症した後の業務内容をしん酌することは、公務と本件自殺との因果関係を考察するに当たって、意義があるといえるのであり、控訴人の上記非難は当たらない。

また、控訴人は、原判決が、個体側要因である百合子の性格上の脆弱性を十分検討していないと主張する。

百合子は、原判決が認定するとおり、真面目で責任感が強いところがあった反面、自分の思いを貫こうとする気持ちが強く、人に頼ることが苦手な面があったのであり、このような真面目、几帳面、熱心、周囲に気遣いをする努力家ともいえる性格は、うつ病を誘発しやすいといわれている（乙38）。しかし、若年の新規採用教員として、社会適応の未熟さがあるのはむしろ当然であるといえることも併せると、このような性格傾向は、百合子と立場や経験等が類似した同種教員において、社会通念上想定される範囲内にとどまる性格傾向であるというべきであり、公務起因性を判断するに当たって、百合子の性格や社会性を精神疾患の有力要因であるとみるべきではない。しかも、百合子が新規採用教員として東部小学校で勤務を始めるまでに何らかの精神的疾患を有していたような事情はなく、また、公務に対して苦悩しながらも真摯に取り組んでいたこと、かつ、百合子が東部小学校に赴任してからうつ病を発症増悪するまでの間、公務以外に特段の心理的負荷が生じるような出来事はなかったことは、原判決が認定するとおりであって、これらを総合考慮すると、本件の労災請求事案において、公務外の要因によってうつ病が発症したものと認めることはできないというべきである。したがって、控訴人の上記主張は採用の限りでない。

(3) 控訴人は、うつ病発症前の公務過重性について、百合子が担当した東部小学校の4年2組は通常の新規採用教員でも対応できるようなクラスであったこと、わずか1か月半という短い期間に深刻な問題行動が次々と起こったわけではなかったこと、百合子に対して通常の支援体制と併せて特別な配慮が

されていたこと、百合子にとって慣れ親しんだ環境の中で教員生活をスタートしたことなどからして、百合子が従事していた公務はうつ病を発症させる程度に過重なものではなかったと主張する。

しかし、百合子の着任当初から、クラス内で複数の児童による問題行動が多発し、特に児童Nと周囲の子どもらとのトラブルは毎日のように頻発したほか、Nに対してカンニングを注意すると突然興奮して教室を飛び出すという事件が起こって、百合子において身体的な制圧をしなければならなかったり、Nに対して校則違反を注意すると他の児童らとともに興奮して職員室に来るといった事件も起こっていたのであって、担任教師として当然の指導をしても、これに児童らがなかなか従おうとしない事態は、強い負荷となって百合子の心身に影響を及ぼしたことが推認される。これらに加えて、百合子は、児童の保護者からいじめへの対応を求められたりするなど、わずか1か月半という短い期間に児童による数々の問題行動が起こり、その対処を余儀なくされていたのであって、百合子にとってある程度慣れた環境下であったことを考慮しても、若年の新規採用教員が置かれた執務状況としては、強度の心理的負荷を伴うものであったというべきである。そして、これをもって、控訴人が主張するように、幼い児童のクラスにおいて当然に予定された範囲内の出来事であるなどと、軽くみることはできないものである。

さらに、これに対する学校側の支援体制は、通常の支援の体制がとられていたにとどまり、百合子から相談を受けた鈴木教諭が空き時間に4年2組の教室を見回りに来るなどのことがあったとしても（それ自体、百合子が床に伏して激しく泣いた上で頼み込むという尋常でない行動を契機にした支援である。）、百合子において、着任間もない平成16年4月14日、早くも学級崩壊のようになるとの悩みを養護教諭に打ち明け、それ以降の初任者研修資料にも「心配なこと不安なことがたくさんあって、心が混乱しそうだ」「とても対応しきれない、つらい」「打ち拉がれた思いになる」などの深刻な

心境を打ち明けていた状況にあったことは前認定のとおりである。そうすると、本件について、明らかに深刻な状況に陥っている新規採用教員に対する支援としては、結果的には不十分なものであったといわざるを得ず、百合子の強度な心理的負荷を緩和させることはなかったと考えるべきである。

以上のとおり、うつ病発症前の公務による心理的負荷は、社会通念上からして、客観的にもうつ病を発症させる程度に過重なものであったと認めるべきであって、これを否定する控訴人の主張は採用できない。

(4) その他、百合子のうつ病の発症時期を含めて、原判決の事実誤認や判断の誤りを繰々述べる控訴人の主張は、いずれも採用することができない。

第4 結論

よって、本件処分取消しを求める被控訴人の本件請求は理由があり、これを認容した原判決は正当であって、本件控訴は理由がない。

東京高等裁判所第24民事部

裁判長裁判官 三 輪 和 雄

裁判官 内 藤 正 之

裁判官 野 藤 紀 子

これは正本である。

平成24年7月19日

東京高等裁判所第24民事部

裁判所書記官 森 君

